

速度取締り指針

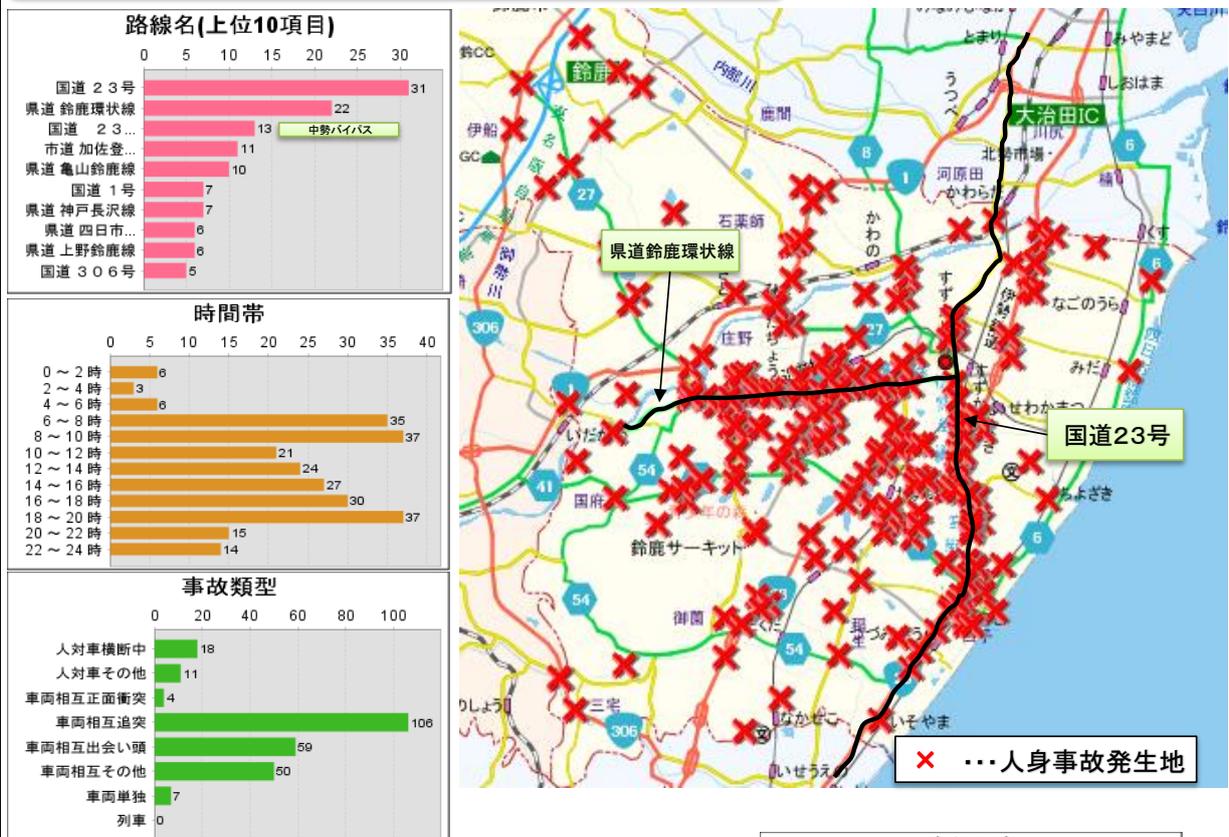
令和7年2月
鈴鹿警察署

1 速度取締り重点路線

路線	時間帯	区域	規制速度
国道23号	6:00~22:00	全域	法定速度(60km/h)
県道鈴鹿環状線(中央道路)	6:00~22:00	肥田町~庄野羽山	50km/h

※情勢により前記路線以外の地域、時間帯でも速度取締りを実施することがあります。

2 令和6年中鈴鹿警察署管内の人身事故発生



3 鈴鹿警察署管内の人身事故分析結果

- 人身事故件数255件のうち、約21%(53件)が速度取締り重点路線で発生している。
- 時間帯別では、午前8時から午前10時、午後6時から午後8時までの時間帯で多く発生している。
- 事故類型では、車両相互追突事故が約42%を占め最も多い。

4 その他の指導取締り方針

- 歩行者保護のため、横断歩行者妨害等違反取締りを特に積極的に行う。
- 飲酒事故根絶のため、飲酒取締りを特に積極的に行う。
- 取締り場所の確保が困難な場合、赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒を行う。
- 全ての違反者に対して厳正公平な取締りを実施する。

人身事故255件
(前年比-44件)